

令和5年度児童福祉行政指導監査実施方針

三重県子ども・福祉部福祉監査課

第1 児童福祉行政（保育行政）指導監査について

少子化の進行、家庭と地域の子育て機能の低下等、児童を取り巻く環境が大きく変化し、保育所機能のより一層の充実強化が求められている。

このことから、保育所等運営費についての実施機関である市町に対する指導監査等は、昨年度に引き続き、運営費にかかる事務処理等の適正実施の確認とともに、地域の実情を考慮した保育の質の向上に係る取り組みについて監査し、保育の確保及び実施状況の確認等を行う。

以上のことを踏まえ、本年度は次に掲げる主眼事項及び監査内容に基づき、指導監査を実施する。

主眼事項	監査内容
1 保育行政の事務処理体制	(1) 保育行政主管課の業務体制 ア 保育行政主管課の業務処理体制 イ 内部組織相互間における連携 ウ 関係機関等との連携 (2) 保育所等（保育所、認定こども園及び家庭的保育事業等をいう。以下同じ。）に対する指導状況
2 保育の実施の確保	(1) 地域の実情に応じた体制整備、保育所等の情報提供等の状況 (2) 保育所等の適正配置
3 保育の実施事務処理状況	(1) 保育所等の入所手続（申込窓口（保育所等の代行も含めて）、申込書、申込時期、入所決定に関する書類等）に関する利用者の利便性への配慮の状況 (2) 入所申込書の受付から入所決定（認定こども園及び家庭的保育事業等の場合は利用の要請又はあっせん）までの事務処理 (3) 入所の円滑化への対応 (4) 利用調整における選考（選考する場合の条件・選考基準の制定・内容・公表）の状況 (5) 「保育が必要な状況」の確認の状況 (6) 待機児童の解消等に向けた対応、低年齢児（0～2歳）の入所状況の把握、対応計画の状況 また、開所・閉所時間、育休・産休明け保育・途中入所等の保育需要への対応状況 (7) 広域入所、関係市町との連絡調整等の状況
4 保育所等運営費の事務処理状況	児童福祉法及び子ども・子育て支援法等の関係法令に基づく、保育所等の運営費（施設型給付費及び地域型保育給付費並びに私立保育所に係る委託費等を含む。）の支給等に関する事務処理状況

第2 老人福祉法・児童福祉法(保育行政を除く)にかかる措置事務等実地指導について

施設入所措置等の事務処理が、関係法令等に基づき適正に行われているかを主眼として、指導監査を実施する。

主眼事項	監査内容
1 福祉行政の事務処理体制	福祉行政主管課の業務体制
2 適正な措置業務	
3 費用徴収事務の適正実施	(1) 施設入所等にかかる規程の整備の状況 (2) 入所措置等の要否判定、決定の状況 (3) 入所申請、決定等の処理の状況 (4) 入所及び入所後の施設との連絡調整の状況 (5) 遺留金品の把握と処理の状況 (1) 費用徴収等にかかる規程の整備の状況 (2) 入所者本人の収入、必要経費等について挙証資料に基づく把握、認定の状況 (3) 適正な扶養義務者の認定、課税額の把握の状況 (4) 費用徴収額の適正な決定及び徴収の状況